

富士南地区まちづくり協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、富士南地区まちづくり協議会と称し、事務局を富士南まちづくりセンター(〒416-0949 富士市森下52番地の1)内に置く。

(目的)

第2条 本会は、地区住民相互の連帯感と自治意識の高揚を図るとともに、地区共通の課題の解決に努め、各種地区団体と密接な連携を図りながら、明るく住みよいまちづくりを推進すること(以下まちづくり行動計画という)を目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地区の課題の把握や情報の発信
- (2) 地区の課題解決に向けての協議及び事業の実施
- (3) 地区まちづくり行動計画の策定及びそれに基づく事業の実施
- (4) 市の施策に基づくまちづくりセンターの管理運営
- (5) その他組織の目的達成のために必要な事業

(構成)

第4条 本会は、別表1に掲げる団体等で構成する。

(組織)

第5条 本会の組織は、別表2に定める組織図のとおりとする。

(会議)

第6条 本会の会議は、総会、役員会、理事会及び部会とする。

第2章 役員

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 会計 2名
- (4) 監事 2名

(役員を選任)

第8条 会長、副会長、会計、監事は理事会において選出し、総会の承認を得る。但し、監事1名は区長会から選出する。

2 事務局は、会長が指名する。

(役員職務)

第9条 役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- (3) 会計は、本会の出納に関する一切の業務を処理する。
- (4) 監事は、本会の会計事務を監査する。

(役員任期)

第10条 役員任期は、2年とする。但し再任は妨げない。

2 補充により選任された役員任期は前任者の残任期間とする。

(顧問)

第11条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、役員会の意見を聞いて会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会議に出席し、必要な助言及び意見を述べることができる。

第3章 総会

(総会)

第12条 総会は、本会の最高議決機関であり、構成団体の代表者等(以下「代表者」という。)をもって構成する。

- 2 総会は、会長が招集し、年1回開催する。
- 3 総会の議長は、会長がこれにあたる。
- 4 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、または全代表者の3分の1以上の要求があった場合に開催する。

(総会機能)

第13条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び事業報告並びに収支予算及び収支決算に関する事項
- (2) 地区まちづくり行動計画の策定及び見直しに関する事項
- (3) 役員選任に関する事項
- (4) 規約の変更に関する事項
- (5) 役員会に委任する事項
- (6) その他の重要事項

第4章 役員会

(役員会)

第14条 役員会は、会長、副会長、会計、事務局で構成する。

- 2 役員会は、会長が必要と認めるとき開催する。
- 3 役員会の議長は、会長がこれにあたる。

(役員会の機能)

第15条 役員会は、次の事項を決定する。

- (1) 総会に付すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 理事会によって審議を依頼された事項
- (4) 理事会に代わって議決の必要な事項
- (5) その他総会及び理事会の議決を必要としない会務の執行に関する事項

第5章 理事会

(理事会)

第16条 理事会は、会長、副会長、会計、事務局、区長、部会長、その他会長が必要と認める者をもって構成する。

- 2 理事の任期は、2年とする。但し再任は妨げない。
- 3 補充により選任された理事の任期は前任者の残任期間とする。
- 4 理事会は、会長が必要と認めるとき、または全理事の3分の1以上の要求があった場合に開催する。
- 5 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(理事会の機能)

第17条 理事会は、次の事項を決定する。

- (1) 総会に付すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 役員会によって審議を依頼された事項
- (4) 複数の部会にまたがる事項
- (5) その他総会及び役員会の議決を必要としない会務の執行に関する事項

第6章 部会

第18条 まちづくり行動計画を実現するため、下記団体等から構成される部会を置く。

| 部 会 | 団 体 等 |
|--------|---|
| 総務広報部会 | 区長会、まちづくり協議会副会長、まちづくり推進員、子ども会世話人会、富士南小学校PTA、富士南中学校PTA、富士南小学校、富士南中学校 |
| 体育保健部会 | 区長会、まちづくり推進員、ききょうの会、子ども会世話人会、富士南小学校PTA、富士南中学校PTA、 |

| | |
|--------|---|
| | スポーツ推進委員、各区体育部長 |
| 青少年部会 | 区長会、まちづくり推進員、福祉推進会、民生委員・児童委員協議会、青少年指導委員、子ども会世話人会、ジュニアリーダーズクラブ、富士南小学校PTA、富士南中学校PTA、富士南小学校、富士南中学校、子どもクラブ運営委員会、ゆきよし幼稚園、森島保育園、わかくさ保育園、富士ふたばこども園、南小おはなし会、保護司会、みなみ文庫運営委員会 |
| 成人教育部会 | 区長会、まちづくり推進員、ききょうの会、子ども会世話人会、子どもクラブ運営委員会、ゆきよし幼稚園、森島保育園、わかくさ保育園、富士ふたばこども園、男女共同参画地区推進員 |
| 安全部会 | 区長会、まちづくり推進員、安協富士南分会、子ども会世話人会、地域安全推進員、富士南小学校PTA、富士南中学校PTA、富士南小学校、富士南中学校、交通安全指導員、富士南児童見守り隊 |
| 防災部会 | 区長会、まちづくり推進員(各区自主防災会)、ききょうの会、福祉推進会、民生委員・児童委員協議会、消防団第26分団、水防団田子浦分団、水防団富士川左岸分団、地域防災指導員、富士南小学校PTA、富士南中学校PTA、富士南小学校、富士南中学校 |
| 福祉部会 | 福祉推進会 |
| 環境部会 | 区長会、まちづくり推進員、花の会、緑化指導員、環境衛生自治推進協会、富士川緑地自由広場利用協議会、ききょうの里草刈隊 |

2 部会に、部会長 1名、副部会長 若干名、会計1名を置く。

3 部会長及び副部会長、会計は、部会において選任する。

4 部会長は、部会の活動を統括し、事業の調整にあたる。

5 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代行する。

6 会計は、部会の出納に関する一切の業務を処理する。

(部会長会議)

第19条 会長は必要に応じ部会長を招集し、部会長会議を開催する。

2 会長はその都度必要な役員を、部会長会議に出席させることができる。

第7章 議決

(議決)

第20条 本会の議決は、会議構成員の2分の1以上が出席し、出席者の2分の1以上の同意を必要とする。

2 可否同数の場合は、議長の決するところによる。

第8章 会計

(経費)

第21条 本会の経費は、各区負担金、市補助金、その他の収入をもって充てる。

(事業計画及び予算)

第22条 本会の事業計画及び予算は、部会長からの報告をもとに会長が作成し、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第23条 本会の事業報告及び決算は、部会長からの報告をもとに会長が作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3か月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第24条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第9章 雑則

(規約の変更)

第25条 この規約の変更は、総会の議決を得て行う。

(委任)

第26条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する必要な事項は、その都度役員会にて決定する。

附 則

この規約は、平成26年5月30日から施行する。(設立)

(変更履歴 平成27年5月28日、平成28年5月27日、平成29年5月26日、平成30年5月25日、令和元年5月30日、令和2年5月28日)

附 則

この規約は、令和3年5月27日から施行する。(全面改正)

この規約は、令和5年5月26日から施行する。

富士南地区まちづくり協議会役員報酬内規

第1条 この内規は、富士南地区まちづくり協議会役員報酬の取り扱いについて定めるものとする。

第2条 役員報酬は、会長、副会長、会計、事務局、部会長に対して支給できるものとする。

第3条 役員報酬は年額で、支給額は次のとおりとする。

(1)会長 20,000円

(2)副会長 10,000円

(3)会計 10,000円

(4) 事務局 10,000円

(5) 部会長 5,000円

第4条 この内規の変更は、理事会の議決を得て行う。

附 則

この内規は、令和3年5月27日から施行する。

別表1(第4条関係)

| 団体名等 | 団体名等 |
|-----------------------|-----------------|
| 区長会 | まちづくり推進員 |
| 安協富士南分会 | ききょうの会 |
| 福祉推進会 | 民生委員・児童委員協議会 |
| 悠容クラブ | 青少年指導委員 |
| 子ども会世話人会 | 地域安全推進員 |
| 消防団第26分団 | 水防団田子浦分団 |
| 水防団富士川左岸分団 | 地域防災指導員 |
| ジュニアリーダーズクラブ | 富士南小学校PTA |
| 富士南中学校PTA | 富士南小学校 |
| 富士南中学校 | 子どもクラブ運営委員会 |
| ゆきよし幼稚園 | 森島保育園 |
| わかくさ保育園 | 富士ふたばこども園 |
| 南小おはなし会 | 交通安全指導員 |
| スポーツ推進委員 | 花の会 |
| 緑化指導員 | 環境衛生自治推進協会 |
| 富士南地区コミュニティ交通協議会 | 富士川緑地自由広場利用協議会 |
| 男女共同参画地区推進員 | 保護司会 |
| みなみ文庫運営委員会 | 介護老人保健施設 ききょうの郷 |
| 地域密着型特別養護老人ホーム ディアナの郷 | ききょうの里草刈隊 |
| 富士南児童見守り隊 | 各区体育部長 |
| 市職員まちづくり地区担当班 | 区長会OB |
| 各種団体OB | |